

はじめに

本学に2種類ある研究誌「研究紀要」と「地域総合研究」の発行の経緯については、本研究誌の前号（第9号）及び前々号（第8号）の「はじめに」において住吉前学長代行の筆で紹介されているので、ここでは省略するが、いずれも「研究」と銘打っているものの、研究論文のみでなく教育改革の取り組みを紹介するG P申請書や研究センター活動報告、大学アニュアルレポートなど幅広い分野に拡大して来ているとともに、近年の教員数の増加を反映して掲載ページ数もかなり分厚くなってきたので、分冊化あるいは研究論文以外の分野の別立てなどを検討する必要が出てきたといった議論もあって、2研究誌の内容構成と編集方針には検討すべき点が多々あることは明らかなようである。

そういった情勢の中で今回（第10号）の発行時機が来たのであるが、とりあえず前号と同様に、研究員研究報告（論文と研究ノートと報告書）、大学教育改革G P申請書及び講演録に絞ることとして、前々号に載せた研究センター活動報告や大学アニュアルレポートは、冊子をあまりにも分厚くするというので今回は分冊とすることとした。

ところで、どの大学でも「研究紀要」というものがあり、その他必要に応じて教育論、調査報告、統計資料など載せた刊行物を作成公表している。

日本の大学は、従来、研究志向が強くて研究誌（研究紀要など）の発行には熱心であったが、「教育紀要」には一般に不熱心であった。教育論や教育調査などは、研究誌の片隅に席を設けてもらうのが関の山であった。高等教育が大幅に普及した今日、周知のごとく教育内容・方法は複雑化し、難しい学生支援対応も迫られている。従って教員の専門分野向けの研究誌と並んで、教員共通の教育論議や調査報告などを載せる教育誌が求められる時代である。「大学研究紀要」と並んで「大学教育紀要」を立ち上げるのか。両者あわせた「大学紀要」として充実させるのか。とにかく「研究」とだけ銘打って満足している時代は過去のものとなった。そういう意味からは、「地域総合研究」の一隅にはあるが教育改革G Pの申請内容を掲載した本学の着眼は、一般大学の先駆といえよう。

先般の教育基本法改正および学校教育法改正（平成18年12月）によって、大学の目的は、教育と研究に加えて、いわゆる「社会貢献」が法定された。従って今後は、すべての大学・短大が何らかの社会貢献を果たしていかなければならなくなったのであり、するかしないかは大学の自由選択だったのは過去の話となったのである。ただ社会貢献には様々なものがあるので、産学官連携、地域連携・地域貢献、高大連携、公開講座、リカレント教育、施設開放などその大学の設置目的や学部学科の性格によって大学ごとに様々な貢献が考えられよう。

松本大学の場合、設置の経緯や立地環境などを考え合わせると、地域連携・地域貢献が極めて大事な事業であって、大学設立以来その努力が重ねられてきた。従って一般の大学研究紀要とは別個に地域貢献関係を纏めた独自の「地域総合研究」を刊行するのはそれなりの意味がある。ところで、その掲載内容を最近の番号で点検してみると、地域関係とは全くあるいは殆ど結びつくと思えない研究論文や講演録、アニュアルレポート等が混載されていて、ごった煮の感があるのが気になる。

最近、大学研究紀要を含めて掲載件数が急激に増えていることを考慮し、この辺りで地域総合研究に掲載するものの範囲や種類を精選して出版物名に相応しい内容に改善するとともに、併せて大学研究紀要の編修のあり方も検討してみる必要があるようである。いずれにしても、紀要や研究誌などのあり方を内容と形式の両面から松本大学に一層相応しいものに改善工夫していきたいと考える。

平成21年6月

松本大学学長
松本大学地域総合研究センター長

菴谷利夫